香川県青年センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月25日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

香川県規則第34号

香川県青年センター規則の一部を改正する規則

香川県青年センター規則（昭和44年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第10条関係）
１・２　略
３　略
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr>
<tr><td>大会議室
全面を利用する場合</td><td>午前９時から午後１時まで</td><td>1,760円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>1,760円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後５時から午後９時まで</td><td>1,760円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>3,520円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>3,520円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後９時まで</td><td>5,280円</td></tr>
<tr><td></td><td>超過１時間当たり</td><td>440円</td></tr>
<tr><td>半面を利用する場合</td><td>午前９時から午後１時まで</td><td>880円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>880円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後５時から午後９時まで</td><td>880円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>1,760円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>1,760円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後９時まで</td><td>2,640円</td></tr>
<tr><td></td><td>超過１時間当たり</td><td>220円</td></tr>
<tr><td>中会議室</td><td>午前９時から午後１時まで</td><td>1,160円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>1,160円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後５時から午後９時まで</td><td>1,160円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>2,320円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>2,320円</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第10条関係）
１・２　略
３　冷暖房使用料
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr>
<tr><td>大会議室
全面を利用する場合</td><td>午前９時から午後１時まで</td><td>1,460円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>1,460円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後５時から午後９時まで</td><td>1,460円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>2,920円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>2,920円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後９時まで</td><td>4,380円</td></tr>
<tr><td></td><td>超過１時間当たり</td><td>360円</td></tr>
<tr><td>半面を利用する場合</td><td>午前９時から午後１時まで</td><td>730円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>730円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後５時から午後９時まで</td><td>730円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>1,460円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>1,460円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後９時まで</td><td>2,190円</td></tr>
<tr><td></td><td>超過１時間当たり</td><td>180円</td></tr>
<tr><td>中会議室</td><td>午前９時から午後１時まで</td><td>960円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>960円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後５時から午後９時まで</td><td>960円</td></tr>
<tr><td></td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>1,920円</td></tr>
<tr><td></td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>1,920円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	午前９時から午後９時まで	3,480円
	超過１時間当たり	290円
小会議室	午前９時から午後１時まで	480円
	午後１時から午後５時まで	480円
	午後５時から午後９時まで	480円
	午前９時から午後５時まで	960円
	午後１時から午後９時まで	960円
	午前９時から午後９時まで	1,440円
	超過１時間当たり	120円

備考　略

別表第２（第14条関係）

略

区分	単位	金額
大会議室	１時間当たり	440円
中会議室	１時間当たり	290円
小会議室	１時間当たり	120円

	午前９時から午後９時まで	2,880円
	超過１時間当たり	240円
小会議室	午前９時から午後１時まで	410円
	午後１時から午後５時まで	410円
	午後５時から午後９時まで	410円
	午前９時から午後５時まで	820円
	午後１時から午後９時まで	820円
	午前９時から午後９時まで	1,230円
	超過１時間当たり	100円

備考　略

別表第２（第14条関係）

冷暖房使用料

区分	単位	金額
大会議室	１時間当たり	360円
中会議室	１時間当たり	240円
小会議室	１時間当たり	100円

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。